

第1回「これからの医業経営の在り方に関する検討会」

説明資料

平成13年10月29日(月)

## 目 次

- 医療機関の経営に関する各方面からの指摘等…………… 1
- これまでの検討経緯…………… 2
- 病院・診療所の開設許可等…………… 3
- 医療法人制度について…………… 7
- 医療法人の決算の仕組みについて…………… 13
- 民間病院における資金調達等について…………… 15
- 病院（医療法人立）の経営状況…………… 16
- 業務委託の現状…………… 17
- 米国の営利病院の状況…………… 18

## 医療機関の経営に関する各方面からの指摘等

◎経済財政諮問会議 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」 (平成13年6月26日)

- ・ 医療機関の経営に関する情報の開示・外部評価 (外部の専門家による経営診断・監査の実施等) 等を行うことにより、医療機関経営の近代化・効率化の促進
- ・ 医療機関の設備投資原資の調達が多様化の促進
- ・ 医療資源の効率的利用 (高額医療機器の共同利用・稼働率の向上) の促進
- ・ 株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しの検討
- ・ 医療機関運営のコスト削減の推進 (医療サービスのIT化の促進、電子カルテ、電子レセプトの推進)

◎総合規制改革会議 「中間とりまとめ」 (平成13年7月24日)

- ・ 株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しの検討
- ・ 病院経営と医療管理との分離により、医療機関の運営の効率化を促進するため、病院運営についても、法人運営のマネジメントを導入するため、理事長要件を廃止 (13年度中)
- ・ 医療機関の広告及び情報提供に係る規制の抜本的見直し (13年度中)
- ・ 医療機関の経営情報を開示し、医療機関の収益構造、業務内容を明らかにすることにより、医療機関の透明度を高め、医療の改善を図る。

◎産業構造改革・雇用対策本部 「総合雇用対策」 (平成13年9月20日)

- ・ 医療機関経営のあり方の見直しについて、平成13年度から検討を開始

◎厚生労働省 「医療制度改革試案—少子高齢社会に対応した医療制度改革」 (平成13年9月25日)

- ・ 医療機関経営情報開示の在り方、医療法人における組織、運営など医業経営の近代化・効率化方策を検討するため、検討会を設置 (平成13年度)

◎経済財政諮問会議 「改革工程表」 (平成13年9月26日)

- ・ 「医療機関の経営に関する規制の見直し (株式会社方式による経営などを含めた経営に関する規制の見直しの検討、理事長要件の廃止を含め見直し平成13年度中に結論)」 について平成14年3月までに措置
- ・ 「医療機関の業務内容等の経営情報の開示の促進」 について平成14年3月までに措置

# これまでの検討経緯

医業経営の近代化・安定化に関する懇談会 (昭62.9)

機能評価の実施  
医療関連ビジネスの指導、育成

医療機関経営健全化対策検討委員会 (平6.1)

施設近代化整備事業創設  
社会福祉・医療事業団の融資制度の充実  
医療法人の業務範囲・資産要件の緩和

医療法人制度検討委員会 (平6.12)

医療法人の資産要件の緩和  
医療法人の附帯業務の拡大  
医療法人の収益事業の認可

医療審議会医療基本問題検討会 (平8.4)

公益性の高い医療法人類型の創設

医療審議会

医業経営と患者サービス向上に関する小委員会 (平10.4)

理事長要件の緩和

(平成10年)

(平成5年) 業務委託の法制化

(平成7年)

医療機能評価機構設立

(平成5年)

(平成6年)

(平成6年)

(平成9年)

一部社会福祉事業認可

(平成9年)

特別医療法人制度の創設

# 病院・診療所の開設許可等

開設許可申請

開設許可  
営利を目的とする場合は許可しないことができる

- 主な施設基準
- ・従事者(資格の有無、従事者数)
  - ・構造設備(病室の面積、廊下幅等)
  - ・必置施設(各科診察室、手術室等)
- 廃止の届出(廃止後10日以内)

・医師・歯科医師以外が診療所を開設するとき  
・病院を開設するとき

開設の届出

- 主な届出事項
- ・従事者(資格の有無、従事者数)
  - ・構造設備(病室の面積、廊下幅等)

廃止の届出(廃止後10日以内)

医師(歯科医師)が  
診療所を開設するとき

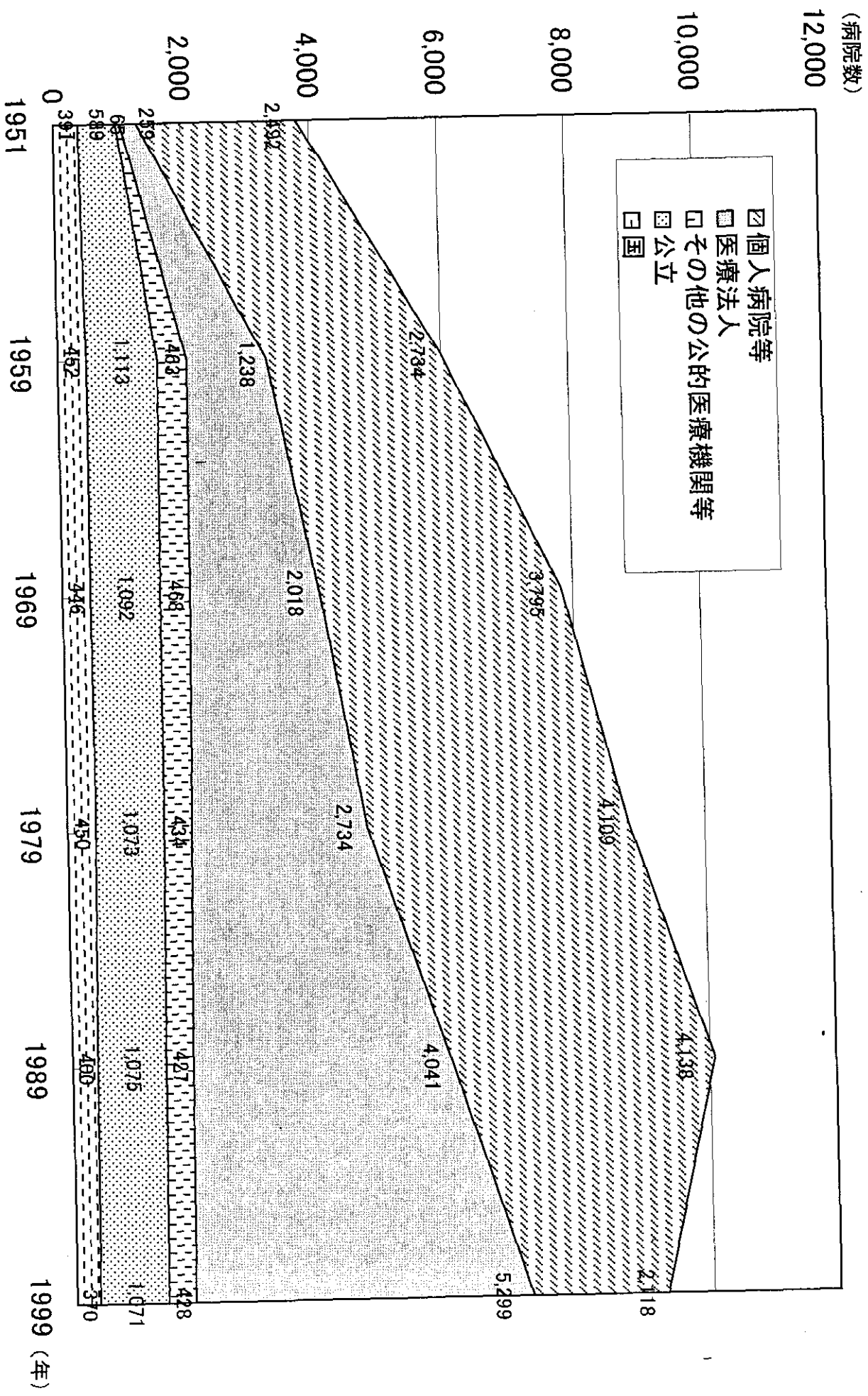
都 道 府 県 知 事

## 開設者別病院数

開設者種別	病院数	内 訳
国	370	厚生省229、文部省61 他
公的医療機関	1,368	自治体1,071、日赤95、 済生会76、厚生連116、 北社協7 他
社会保険団体	131	
公益法人	394	
医療法人	5,299	
学校法人	98	
株式会社	68	
個人	1,281	
その他	277	宗教法人、社会福祉法人等
総数	9,286	

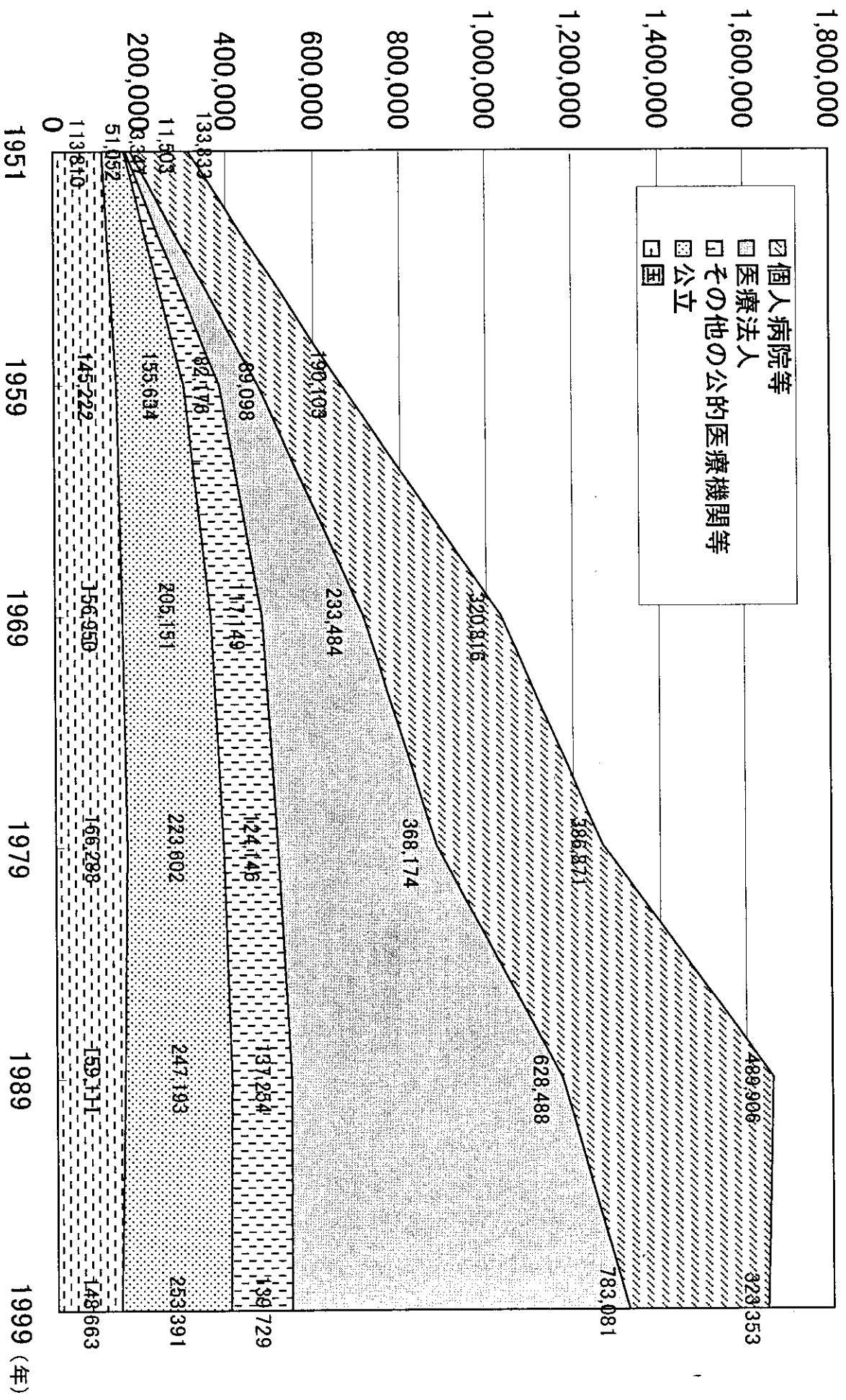
平成11年度医療施設調査（平成11年10月現在）

# 病院数の推移



# 病床数の推移

(病床数)





## 医療法人制度について

### (1) 概要

医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、資金の集積を容易にし、医療機関の経営に永続性を付与し、私人の医療機関経営の困難を緩和するもの。

#### ○主な要件

- ・利益分配の禁止  
医療の非営利性を担保するため、剰余金の配当を禁止。

- ・役員

理事 3名以上、監事 1名以上を置くこと。

- ・理事長要件

富士見産婦人科病院事件を契機に、経営者の医学的知識の欠落に起因する事故を防止する観点から昭和60年創設。

原則医師又は歯科医師。

ただし、過去5年間にわたり医療機関としての経営が安定的に行われているものなど、都道府県知事が認めた場合はこの限りではない。

- ・資産  
法人の業務を行うために必要な資産を有すること

- ・会計  
原則として、病院会計準則により処理し、毎会計年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成。

- ・経営情報の開示義務  
医療法人の公共性の程度や、医療法人の設立が個人の出資によるものであることに鑑み、債権者のみに対する開示を義務付け。

- ・附帯業務の制限  
医療の継続性を担保するため、本来事業に支障のない範囲で、介護保険事業など一定の業務に制限。  
(医療関係者の養成、研究所の設置、精神障害者復帰施設、疾病予防運動施設、訪問看護ステーション、老人居宅介護等事業、等)

- ・収益業務  
役員同族支配の制限及び公的な運営の確保等の要件を満たす特別医療法人については、一定の収益業務を行うことができる。

(2) 医療法人のイメージ図 (社団の場合)

